

# 令和8年度 ガス事業者別排出係数算出マニュアル

2026年3月17日

ガス事業者別排出係数の確認事務局

# はじめに

- 2023年のSHK制度関係法令等<sup>(注)</sup>の改正に伴いガス事業者別排出係数の導入が決定され、2024年度より運用が開始されています。また、2026年2月には「ガス事業者ごとの基礎排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について」の通達が一部改正されています。
- 本説明会では、ガス事業者別排出係数の算出・報告方法について説明するとともに、報告様式作成のポイントを解説いたします。
- 本説明会の録画は後日アーカイブ配信いたします。リンクはアーカイブ配信申込者に送付します。
- 通達や様式については、下記資源エネルギー庁ウェブサイトよりダウンロード可能です。  
[https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity\\_and\\_gas/gas/ontaihou/index.html](https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/gas/ontaihou/index.html)
- 様式への記入方法や排出係数の算出方法等、ご不明な点がある場合、**2026/3/31まで**は以下『ガス事業者別排出係数の確認事務局』までご連絡ください。4/1以降については、次年度の確認事務局開設までは資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室までご連絡ください。

(～2026/3/31)

『ガス事業者別排出係数確認事務局』

株式会社三菱総合研究所

メールアドレス：gas-heat-co2ef@ml.mri.co.jp

電話：080-2578-0100（平日 9:30～17:30）

(2026/4/1～)

資源エネルギー庁

電力・ガス事業部ガス市場整備室

メールアドレス：bzl-methanation@meti.go.jp

(注) 「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算出に関する省令」及び「温室効果ガス算出排出量等の報告等に関する命令」

## (参考) 令和7年度報告からの主な変更点

### 1. 排出係数の算出・公表区分

- 排出係数については「各ガス事業者の小売供給を行う地域ごとの公表」とする。

### 2. 「省令の排出係数」の算定において、昨年度まで認められていた代替値の利用は認められない。

### 3. 基礎排出係数の算出における「託送負担合成メタン等量」「託送分配合成メタン等相当量」の反映

- 「基礎二酸化炭素排出量」の算出において、従来の通達におけるバイオガスと同様、「託送負担合成メタン等量」と「託送分配合成メタン等相当量」の差分に係る二酸化炭素排出量を加える。

### 4. メニュー別排出係数算出における託送分配バイオガス量の配分方法

- 上記3.の反映と併せ、メニュー別排出係数算出時の託送分配バイオガス量の配分方法について、従来通達ではメニュー別販売量に応じた按分としていたところ、任意の配分を認める。

### 5. 様式修正

- 大きな変更点は「表6-1」～「表6-3」の追加（3.への対応）、及び従来の「表紙（メニュー別）」の削除。
- その他細かな形式面も修正されているため、上記シートを使用しない事業者も最新の様式を用いること。

# 目次

1. 総論
2. 基礎排出係数
3. 調整後排出係数
4. 様式の記入例
5. FAQ

# 1. 総論

## 特定排出者による都市ガスの使用に伴う二酸化炭素排出量の算出

- SHK制度に基づき、特定排出者が事業活動に伴う温室効果ガスの排出量を国に報告する際、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素排出量は、
  - ①ガス事業者別排出係数、
  - ②実測等に基づく係数、
  - ③環境大臣及び経済産業大臣が公表する係数（代替値）のいずれかを用いて算出する（注）。
- 本説明会は、①の算定方法に関する内容を解説するものである。

$$\begin{array}{c} \text{都市ガスの使用に} \\ \text{よるCO2排出量} \end{array} = \begin{array}{c} \text{都市ガス} \\ \text{使用量} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{①ガス事業者別排出係数} \\ \text{②実測等に基づく係数} \\ \text{③代替値} \end{array}$$

(注) ①により算出することができないときは②、②により算出することができないときは③を用いる。

# ガス事業者別排出係数の公表時期

- 「ガス事業者別排出係数」の公表を希望する場合は、係数算出対象年度の「基礎排出係数」及び「調整後排出係数」を算出の上、期日（2026年6月12日）までに様式を提出する。
  - ✓ ガス事業者別排出係数の「係数算出対象年度」は、特定排出者の「排出量算出対象年度」と同年度である。
  - ✓ 年度途中で新規参入したガス事業者は、参入開始月から年度末までが係数算出対象期間となる。
- 提出された排出係数は事務局による確認後、6月末目途に環境省ウェブサイトにおいて公表される。  
(<https://policies.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/calc.html>)
- 当該排出係数は公表後「省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム（EEGS）」に反映され、特定排出者による排出量算出に利用することが可能となる。



## **2. 基礎排出係数**

**2.1 事業者別基礎排出係数の算出**

**2.2 バイオガス、合成メタン等の考慮**

**2.3 メニュー別基礎排出係数の算出**

## 2.1 事業者別基礎排出係数の算出

### (1) 基礎排出係数の算出方法

- 「基礎排出係数」は、「基礎二酸化炭素排出量」を「販売ガス量」で除して算出する。
- 「販売ガス量」は、ガス事業者が小売供給した都市ガス量であり、卸売量や自社施設での利用量は含まない。
- 「基礎二酸化炭素排出量」は、「販売ガス量」に「省令の排出係数」を乗じて算出する。
  - ✓ バイオガス/合成メタン等の扱いについては後述する。

$$\text{基礎排出係数} = \frac{\text{基礎二酸化炭素排出量}}{\text{販売ガス量}}$$

基礎二酸化炭素排出量

販売ガス量 - 供給バイオガス/合成メタン等量 + 託送負担バイオガス量/合成メタン等量 - 託送分配バイオガス量/合成メタン等相当量 × 省令の排出係数

## 2.1 事業者別基礎排出係数の算出

### (2) 省令の排出係数

- 「省令の排出係数」は、「ガス事業者が供給する都市ガスの単位発熱量」に「炭素排出係数」及び「44/12」を乗じて算出する。
  - ✓ 昨年度まで認められていた代替値(2.05)の利用は不可。
- 「ガス事業者が供給する都市ガスの単位発熱量」は、標準環境状態<sup>(注)</sup>における値とすること。

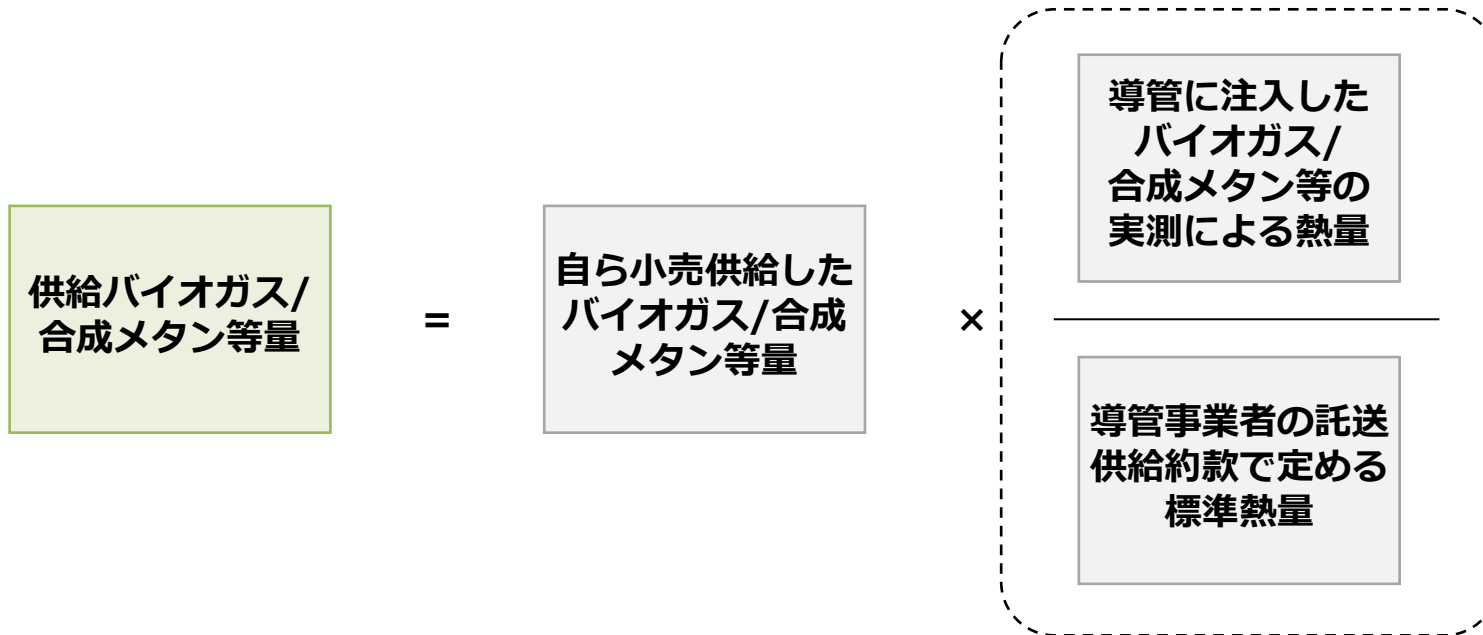
$$\begin{array}{c} \text{省令の} \\ \text{排出係数} \end{array} = \begin{array}{c} \text{ガス事業者が} \\ \text{供給した都市} \\ \text{ガスの標準環境} \\ \text{状態における} \\ \text{単位発熱量} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{炭素排出係数} \\ 0.0140 \\ \text{(tC/GJ)} \end{array} \times \begin{array}{c} 44/12 \end{array}$$

(注) 標準環境状態への換算方法は次式による。

$$\text{(標準環境状態における単位発熱量)} = \text{(換算前の単位発熱量)} \times (273.15 + \text{換算前の温度}[\text{°C}]) / 298.15 / \text{換算前の圧力}[\text{bar}]$$

### (1) 供給バイオガス/合成メタン等量

- 「供給バイオガス量」は、「自ら小売供給した供給バイオガス量」に「実測による熱量」を乗じ、「導管事業者の託送供給約款で定める標準熱量」で除して算出する。
  - ✓ 合成メタン等量についても同様。



いずれも標準環境状態における値とすること。

### (2) 託送負担バイオガス/合成メタン等量、託送分配バイオガス/合成メタン等相当量

- 導管事業者からバイオガス調達費の支出を受けたガス事業者は、「託送負担バイオガス量」に係るCO2排出量を加える。
- 導管事業者がバイオガス調達費を負担している場合の、当該導管事業者及びその連結先の導管事業者の供給区域内で小売供給を行うガス事業者は「託送分配バイオガス量」に係るCO2排出量を減じる。
  - ✓ 該当する事業者は少数であり、該当する場合には導管事業者等より通知がある。
- 合成メタン等量についても同様。
  - ✓ 但し、託送分配合成メタン等相当量について、連結先の導管事業者の供給区域内で小売供給を行うガス事業者は対象外。

$$\begin{array}{c} \text{基礎} \\ \text{排出係数} \end{array} = \frac{\text{基礎二酸化炭素排出量}}{\text{販売ガス量}}$$

基礎二酸化炭素排出量

販売ガス量

省令の排出係数

販売ガス量 - 供給バイオガス/合成メタン等量 + 託送負担バイオガス量/合成メタン等量 - 託送分配バイオガス量/合成メタン等相当量

### (3) 合成メタンに係る確認事項

- 合成メタンの使用に係る排出量を控除する場合、当該合成メタンについて次に掲げる事項を環境省及び経済産業省が契約書や、流量計・成分分析計の計測結果を記載した資料、配管図等の必要な資料により確認する。
  - 一 使用する合成メタンの原料となる回収した二酸化炭素（以下「回収二酸化炭素」という。）の量
  - 二 回収二酸化炭素を回収した者
  - 三 回収二酸化炭素を回収した期間
  - 四 回収二酸化炭素の回収が行われた地点
  - 五 回収二酸化炭素に係る発生の由来
  - 六 合成メタンを製造する事業者が回収価値<sup>(注1)</sup>を有する回収二酸化炭素を用いて製造していること
  - 七 供給合成メタン量
  - 八 合成メタンを需要家に供給した者
  - 九 合成メタンの供給期間
  - 十 合成メタンを注入した地点
  - 十一 合成メタンに係る排出削減価値<sup>(注2)</sup>が需要家に帰属すること

(注1) 回収された二酸化炭素であるという属性の価値

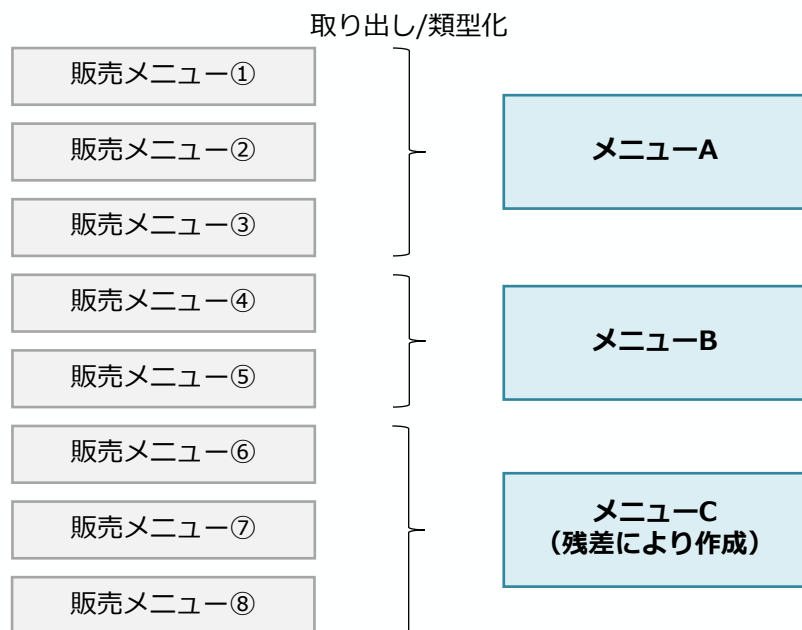
(注2) 排出量算定時に、合成メタンの使用による排出削減量に相当する量を減算できる価値

## 2.3 メニュー別基礎排出係数の算出

### (1) 料金メニューに応じた排出係数の設定

- 「メニュー別排出係数」の公表を希望する場合は、複数の「需要家側のニーズが高いと考えられる料金メニューに係る係数」と「残差により作成した係数」を作成する。
- その際、「販売メニュー」の一部を取り出したり、複数の「販売メニュー」を類型化したりすることも可能。

#### メニュー別排出係数の作成イメージ



#### メニュー別排出係数の公表イメージ

	基礎排出係数 (t-CO2/千m3)	調整後排出係数 (t-CO2/千m3)
メニューA	0.00	0.00
メニューB	1.99	0.00
メニューC (残差)	2.04	2.04
事業者全体	2.01	1.95

## 2.3 メニュー別基礎排出係数の算出

### (2) メニュー別基礎排出係数の算出方法

- 「メニュー別基礎二酸化炭素排出係数」は、メニュー別の販売ガス量に対し、供給バイオガス量、託送負担バイオガス量、託送分配バイオガス量を任意で仕分けた上で、省令の排出係数を乗じて算出する。
  - ✓ 合成メタン等量についても同様。

$$\begin{array}{c} \text{メニュー別基礎二酸化炭素排出量} \\ \left( \begin{array}{c} \text{販売メニューを} \\ \text{取り出し/小計} \\ \text{販売ガス量} \end{array} \right) - \begin{array}{c} \text{メニュー別に} \\ \text{仕分け可} \\ \text{供給バイオ} \\ \text{ガス/合成} \\ \text{メタン等量} \end{array} + \begin{array}{c} \text{メニュー別に} \\ \text{仕分け可} \\ \text{託送負担} \\ \text{バイオガス量} \\ \text{/合成メタン} \\ \text{等量} \end{array} - \begin{array}{c} \text{メニュー別に} \\ \text{仕分け可} \\ \text{託送分配} \\ \text{バイオガス量/} \\ \text{合成メタン等} \\ \text{相当量} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{省令の} \\ \text{排出係数} \end{array} \\ \hline \text{メニュー別} \\ \text{基礎排出係数} = \frac{\quad}{\text{メニュー別販売ガス量}} \end{array}$$

## **3. 調整後排出係数**

### **3.1 事業者別調整後排出係数の算出**

### **3.2 メニュー別調整後排出係数の算出**

### 3.1 事業者別調整後排出係数の算出

## (1) 調整後排出係数の算出方法

- 「調整後排出係数」は、「基礎二酸化炭素排出量」から「クレジット等」を控除し、「販売ガス量」で除して算出する。

$$\text{調整後排出係数} = \frac{\text{調整後二酸化炭素排出量}}{\text{販売ガス量}}$$

調整後二酸化炭素排出量

基礎二酸化炭素排出量

販売ガス量 - 供給バイオガス/合成メタン等量 + 託送負担バイオガス量/合成メタン等量 - 託送分配バイオガス量/合成メタン等相当量 × 省令の排出係数 - クレジット等

### 3.1 事業者別調整後排出係数の算出

## (2) 利用可能なクレジット等

- 「調整後二酸化炭素排出量」の算出に用いることができる「クレジット等」は、以下の4種類である。
  - ①国内クレジット制度
  - ②オフセット・クレジット制度
  - ③J-クレジット制度
  - ④二国間クレジット制度（JCM）

#### 活用できる国内認証排出削減量

- ① 平成20年10月21日の地球温暖化対策推進本部決定に基づき実施された国内クレジット制度において認証をされた温室効果ガスの量
- ② オフセット・クレジット制度において認証をされた温室効果ガスの量
- ③ J-クレジット制度において認証をされた温室効果ガスの量

#### 活用できる海外認証排出削減量

- ④ 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律による改正後の温対法第2条第9項に規定する国際協力排出削減量

### 3.1 事業者別調整後排出係数の算出

## (3) クレジット等の利用要件

- 「調整後二酸化炭素排出量」の算定に用いることができる「クレジット等」は、「係数算出対象年度」及び翌年度の4月1日～5月31日までの間に無効化<sup>(注)</sup>されたものである。

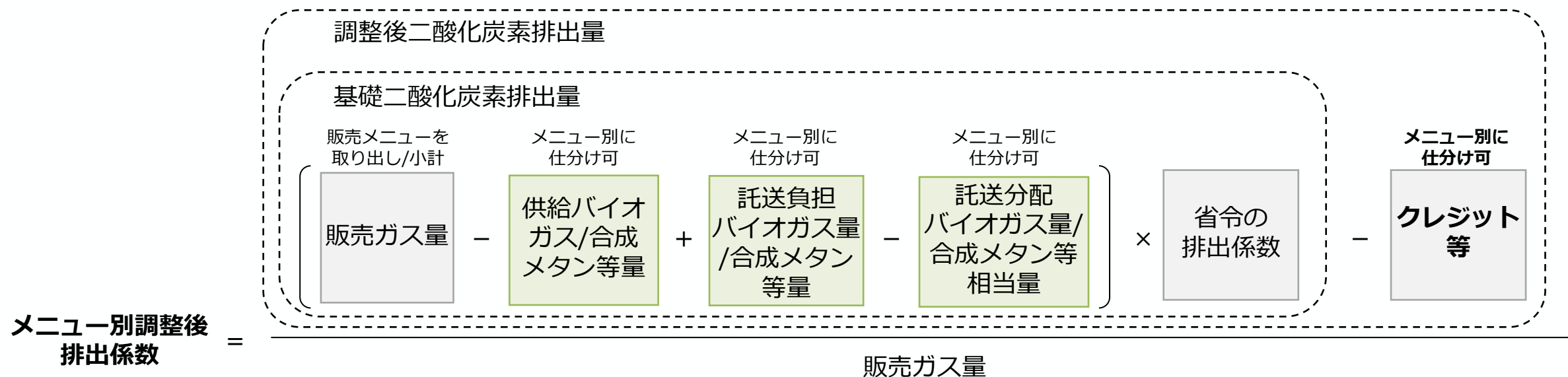


(注) 4月1日～5月31日までの間に無効化のために用いたクレジット等は、翌年度以降の排出係数の算出に用いることはできない。

### 3.2 メニュー別調整後排出係数の算出

#### (1) 料金メニューに応じた排出係数の設定

- 「メニュー別調整後排出係数」は、「メニュー別調整後二酸化炭素排出量」を「メニュー別販売ガス量」で除して算出する。
- 「メニュー別調整後二酸化炭素排出量」は、「メニュー別基礎二酸化炭素排出量」から任意に仕分けした「メニュー別クレジット等」を控除して算定する。



## 4. 様式記入例

**※全シートについて記入例を示していない点に留意**  
記入例がないシートについては、他シートの例を参考に記載すること。

# 4. 様式記入例

## 表紙

令和7年度実績  
を報告

<<表紙>>

温対法における特定排出者の都市ガスの使用に伴う二酸化炭素排出量の算定に用いられる排出係数(令和〇〇年度実績)

省令の排出係数を標準環境状態  
で算出(代替値の利用不可)

日付  
会社名  
小売供給を行う地域(供給区域)

供給地域毎にExcel  
ファイルを作成

基礎排出係数(t-CO2/千m3) = 基礎二酸化炭素排出量 / 販売ガス量

調整後排出係数(t-CO2/千m3) = (基礎二酸化炭素排出量 - 国内認証排出削減調整無効化量 - 海外認証排出削減調整無効化量) / 販売ガス量

省令の排出係数(t-CO2/千m3) =  (当該事業者が供給している都市ガスの標準環境状態における単位発熱量に炭素排出係数(0.0140 (tC/GJ))及び44/12を乗じた係数を用いる。有効数字4桁目を四捨五入した数字を入力する。)

ガスの体積については、全て標準環境状態に換算した値を原則とする。ただし、換算が困難な場合には実際の計測値を用いることができる。

【事業者別または営業地域別】

販売ガス量(m3)	供給バイオガス量(m3)	託送負担バイオガス量(m3)	託送分配バイオガス量(m3)	供給合成メタン等量(m3)	託送負担合成メタン等量(m3)	託送分配合成メタン等相当量(m3)	二酸化炭素排出量(t-CO2)	二酸化炭素排出係数(t-CO2/千m3)
							(基礎二酸化炭素排出量)	(基礎排出係数)
							0	0.00
							(調整後二酸化炭素排出量)	(調整後排出係数)
							0	0.00

ガスメーターにおける  
都市ガスの供給量で可

前年度の報告内容と大きく乖離  
する場合に、要因を記載

【前年度報告との比較・分析】

販売ガス量(m3)	二酸化炭素排出量(t-CO2)	二酸化炭素排出係数(t-CO2/千m3)	差異分析
	(基礎二酸化炭素排出量)	(基礎排出係数)	
	(調整後二酸化炭素排出量)	(調整後排出係数)	

全シート共通：  
黄色網掛け：ガス事業者による入力セル  
水色網掛け：自動計算

# 4. 様式記入例

## 表1

《表1》

### 自ら排出量調整無効化した国内認証排出削減量の内訳 (令和〇〇年度実績)

会社名

表紙(修正案)

	削減量の種別	排出量調整 無効化量 (t-CO2)	特定番号	排出量調整 無効化日
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
合計		0		

※本表に記載した全ての国内認証排出削減量について、当該ガス事業者が排出量調整無効化を行ったことを確認できる書類を添付すること。

※本表に記載した全ての国内認証排出削減量については、特定排出者(自社を含む)が温対法第26条に基づき国に報告する調整後温室効果ガス排出量の算定に用いることはできない。

### ※サンプル

口座保有事業者名 殿  
( 口座番号 : JP-100-20000-00001-XXXX-00 )

XXXXXXXXXX  
YYYY年MM月DD日

J-クレジット制度管理者

### 無効化通知書

J-クレジット制度実施要綱3. 2に基づく無効化申請の結果として、下記のとおり、J-クレジット登録簿システムに処理したので、お知らせします。

### 記

トランザクション番号 JP-20000-00000-XXXX  
 口座種別 J-クレジット用 無効化口座  
 口座番号 JP-100-20000-00000-00400-00  
 処理日 yyyy年mm月dd日

### クレジット情報

項番	種別	クレジット特定番号			
		数量 (t-CO <sub>2</sub> )	省エネルギー量 (kl:原油換算)	再エネ算定量 (電力:MWh)	再エネ算定量 (熱:GJ)
		BBBBBB:プロジェクト名			
1	AAA	ZZZ-000-000-000-000 ~ ZZZ-000-000-000-000			
		XX	XX	XX	XX
		DDDDDD:プロジェクト名			
2	CCC	ZZZ-000-000-000-000 ~ ZZZ-000-000-000-000			
		XX	XX	XX	XX
合計		XX	XX	XX	XX

以上

### <用途>

「①用途の選択」で選択した用途が印字されます

### <クレジット利用法人・利用期間>

入力されたクレジット利用法人名が印字されます

入力されたクレジット利用期間が印字されます

### <目的詳細>

入力された無効化目的の詳細が印字されます

## 4. 様式記入例

# J-クレジットの無効化手続きにおける注意点

- J-クレジット無効化通知書の用途・目的は、「ガス小売事業者の調整後排出係数もしくはメニュー別調整後排出係数の調整」とすること。それ以外の用途・目的が記載された無効化通知書は受理できない。

※サンプル

口座保有事業者名 殿  
( 口座番号：JP-100-20000-00001-XXXX-00 )

XXXXXXXXXX  
YYYY年MM月DD日

J-クレジット制度管理者

無効化通知書

J-クレジット制度実施要綱3. 2に基づく無効化申請の結果として、下記のとおり、J-クレジット登録簿システムに処理したので、お知らせします。

記

トランザクション番号 JP-20000-00000-XXXX

口座種別 J-クレジット用 無効化口座

口座番号 JP-100-20000-00000-00400-00

処理日 yyyy年mm月dd日

クレジット情報

項番	種別	クレジット特定番号			
		数量 (t-CO <sub>2</sub> )	省エネルギー量 (kl:原油換算)	再エネ算定量 (電力:MWh)	再エネ算定量 (熱:GJ)
1	AAA	BBBBBB:プロジェクト名			
		ZZZ-000-000-000-000-000 ~ ZZZ-000-000-000-000-000			
		XX	XX	XX	XX
2	CCC	DDDDDD:プロジェクト名			
		ZZZ-000-000-000-000-000 ~ ZZZ-000-000-000-000-000			
		XX	XX	XX	XX
合計		XX	XX	XX	XX

以上

<用途>  
「①用途の選択」で選択した用途が印字されます

<クレジット利用法人・利用期間>  
入力されたクレジット利用法人名が印字されます  
入力されたクレジット利用期間が印字されます

<目的詳細>  
入力された無効化目的の詳細が印字されます

- ご不明な点はJ-クレジット制度事務局にお問い合わせください。  
Tel: 050-5545-6516 (受付時間: 平日9:30~12:00、13:00~18:00)  
E-mail: [jcre\\_helpdesk@am.nttdata.co.jp](mailto:jcre_helpdesk@am.nttdata.co.jp)
- J-クレジット制度事務局による以下の資料もご参照ください。  
[https://www.japancredit.go.jp/case/law/#kouridenki\\_pagelink](https://www.japancredit.go.jp/case/law/#kouridenki_pagelink)

<用途> 温対法での報告: 調整後排出係数の調整

<クレジット利用法人> ガス小売事業者名

- ガス事業者ごとの調整後排出係数の調整の場合  
例: XXXX年度 (YYYY年度実績) の温対法報告におけるガス事業者ごとの調整後排出係数の調整のため
- メニュー別の調整後排出係数の調整の場合  
例: XXXX年度 (YYYY年度実績) のガスメニューxにおける調整後排出係数の調整のため

## 4. 様式記入例

### 表5-1

《表5-1》

「供給バイオガス量」に係る卸売買の内訳  
(令和〇〇年度実績)

※本表には託送負担バイオガスに係るもののみを記載し、  
託送負担バイオガス量については表5-2にも記載のこと

会社名

供給バイオガス量 = 自社が調達した供給バイオガス量 + 卸調達量 - 卸販売量

① 自社が調達した供給バイオガス量

	バイオガス量 (m3)
小計	

② ガス事業者(※)からの卸調達量の内訳

(※) 当該年度において卸供給実績があるものの小売供給実績がないガス事業者も含む

事業者の名称	バイオガス量 (m3)
小計	0

表5-1 : 導管事業者からバイオガス調達費の支出  
を受けたガス事業者が入力  
表6-1 : 上記以外で合成メタン等 (バイオガス含  
む) を供給したガス事業者が入力

バイオガスを供給している場合は入力

③ 上記①及び②のうちガス事業者(※)への卸販売量の内訳

(※) 当該年度において卸供給実績があるものの小売供給実績がないガス事業者も含む

事業者の名称	バイオガス量 (m3)
小計	0

<計算結果>

「供給バイオガス量」(① + ② - ③)

	供給バイオガス量 (m3)
合計	0

# 4. 様式記入例

## 表5-2

《表5-2》

「託送負担バイオガス量」に係る卸売買の内訳  
(令和〇〇年度実績)

会社名

託送負担バイオガス量 = 自社が調達した託送負担バイオガス量 + 卸調達量 - 卸販売量

① 自社が調達した託送負担バイオガス量

	バイオガス量 (m3)
小計	

② ガス事業者(※)からの卸調達量の内訳

(※) 当該年度において卸供給実績があるものの小売供給実績がないガス事業者も含む

事業者の名称	バイオガス量 (m3)
小計	0

③ 上記①及び②のうちガス事業者(※)への卸販売量の内訳

(※) 当該年度において卸供給実績があるものの小売供給実績がないガス事業者も含む

事業者の名称	バイオガス量 (m3)
小計	0

<計算結果>

「託送負担バイオガス量」(① + ② - ③)

	託送負担バイオガス量 (m3)
合計	0

表5-2 : 導管事業者からバイオガス調達費の支出を受けたガス事業者が入力  
表6-2 : 上記以外で合成メタン等(バイオガス含む)を供給したガス事業者が入力

導管事業者からバイオガス調達費の支出を受けたガス事業者は入力

## 4. 様式記入例

### 表5-3

《表5-3》

#### 「託送分配バイオガス量」の算定(令和〇〇年度実績)

会社名

当該ガス事業者の託送分配バイオガス量は、以下の式により算出するものとする。

(1) バイオガスが注入された導管事業者から託送供給を受けるガス事業者

① 託送負担バイオガス量に、バイオガスが注入された導管事業者の小売託送量を乗じ、当該導管事業者の小売託送量及び当該導管事業者の連結先導管事業者全体の連結託送量の和で除して、「バイオガスが注入された導管事業者に配分される託送負担バイオガス量」を算出する。

② ①で算出した「バイオガスが注入された導管事業者に配分される託送負担バイオガス量」に、バイオガスが注入された導管事業者により託送される当該ガス事業者の販売ガス量を乗じ、当該導管事業者の小売託送量で除して算出する。

(2) バイオガスが注入された導管事業者の連結先導管事業者から託送供給を受けるガス事業者

① 託送負担バイオガス量に、バイオガスが注入された導管事業者の連結先導管事業者の受けた連結託送量を乗じ、当該導管事業者の小売託送量及び当該導管事業者の連結先導管事業者全体の連結託送量の和で除して、「バイオガスが注入された導管事業者の連結先導管事業者に配分される託送負担バイオガス量」を算出する。

② ①で算出した「バイオガスが注入された導管事業者の連結先導管事業者に配分される託送負担バイオガス量」に、**導管事業者がバイオガス調達費を負担している場合、当該導管事業者の供給区域内で小売供給を行うガス事業者は入力** 小売託送量で除して算出する。

(1) バイオガスが注入された導管事業者から託送供給を受けるガス事業者

バイオガスが注入された導管事業者が受けた託送負担バイオガス量(m3)	バイオガスが注入された導管事業者の小売託送量(m3)	バイオガスが注入された導管事業者の連結先導管事業者全体の連結託送量(m3)	自社の販売ガス量(m3)	託送分配バイオガス量(m3)
			0	

**導管事業者がバイオガス調達費を負担している場合、当該導管事業者の供給区域内で小売供給を行うガス事業者は入力**

**導管事業者がバイオガス調達費を負担している場合、その連結先の導管事業者の供給区域内で小売供給を行うガス事業者は入力**

(2) バイオガスが注入された導管事業者の連結先導管事業者から託送供給を受けるガス事業者

バイオガスが注入された導管事業者が受けた託送負担バイオガス量(m3)	バイオガスが注入された導管事業者の連結先導管事業者の受けた連結託送量(m3)	バイオガスが注入された導管事業者の小売託送量(m3)	バイオガスが注入された導管事業者の連結先導管事業者全体の連結託送量(m3)	自社の販売ガス量(m3)	バイオガスが注入された導管事業者の連結先導管事業者の小売託送量(m3)	託送分配バイオガス量(m3)
				0		0

## 4. 様式記入例

# 表6-3

《表6-3》

### 「託送分配合成メタン等相当量」の算定(令和〇〇年度実績)

会社名

当該ガス事業者の販売ガス量に係る託送分配合成メタン等相当量は、以下の式により算出するものとする。

「合成メタン等が注入された導管事業者に配分される託送負担合成メタン等量」に、合成メタン等が注入された導管事業者により託送さ

導管事業者から合成メタン等調達費の支出を受けたガス事業者が入力

余して算出する。

自社の販売ガス量に係る 託送分配合成メタン等相当量(m3)	合成メタン等が注入された 導管事業者が受けた 託送負担合成メタン等量(m3)	合成メタン等が注入された 導管事業者の小売託送量(m3)	自社の販売ガス量(m3)	託送分配合成メタン等相当量(m3)
バイオガス				0
合成メタン				0
合計	0		0	0

<参考>自己託送(※1)量に係る 託送分配合成メタン等相当量(※2)(m3)	合成メタン等が注入された 導管事業者が受けた 託送負担合成メタン等量(m3)	合成メタン等が注入された 導管事業者の小売託送量(m3)	自己託送量(m3)	託送分配合成メタン等相当量(m3)
バイオガス	0			0
合成メタン	0			
合計	0	0		

(※1)ガス事業法第2条第4項第2号に規定されるもの。

(※2)自己託送量に係る託送分配合成メタン等相当量は、排出係数(メニュー別排出係数を含む)の算定には使用しないこと。

自己託送に係る託送分配合成メタン等相当量は排出係数算出に用いないが、事務局が各社の託送分配合成メタン等相当量合計値を把握するために必要

## 4. 様式記入例

# 表紙 (メニュー別)

<表紙(メニュー別)>

温対法における特定排出者の都市ガスの使用に伴う二酸化炭素排出量の算定に用いられるメニュー別排出係数(令和〇〇年度実績)

会社名

【事業者別または営業地域別】(青欄)

販売ガス量(m3)	供給バイオガス量(m3)	託送負担バイオガス量(m3)	託送分卸バイオガス量(m3)	供給合成メタン等量(m3)	託送負担合成メタン等量(m3)	託送分卸合成メタン等相当量(m3)	二酸化炭素排出量(t-CO2)	
							(基礎二酸化炭素排出量)	(調整後二酸化炭素排出量)
								二酸化炭素排出係数(t-CO2/千m3)
								(基礎排出係数)
								(調整後排出係数)

【メニュー別】

	販売ガス量(m3)	供給バイオガス量(m3)	託送負担バイオガス量(m3)	託送分卸バイオガス量(m3)	供給合成メタン等量(m3)	託送負担合成メタン等量(m3)	託送分卸合成メタン等相当量(m3)	メニュー別基礎二酸化炭素排出量(t-CO2)	国内及び海外認定排出削減量(t-CO2)	メニュー別調整後二酸化炭素排出量(t-CO2)	メニュー別基礎排出係数(t-CO2/千m3)	メニュー別調整後排出係数(t-CO2/千m3)
メニューA												
メニューB												
残量												
全体												

バイオガス、合成メタン等に係る各値はメニュー別に任意に振り分け可能

## 4. 様式記入例

# 表1 (メニュー別)

《表1(メニュー別)》

<b>排出量調整無効化した国内及び海外認証排出削減量 (令和〇〇年度実績)</b>	
会社名	
小売供給を行う地域(供給区域)	

各クレジット等はメニュー別に  
任意に振り分け可能

表1 自ら排出量調整無効化した国内認証排出削減量の内訳

	排出量調整無効化量(t-CO2)			残差
	メニューA	メニューB		
小計	0			0

表2 自らの代わりに他の者が排出量調整無効化した国内認証排出削減量の内訳

	排出量調整無効化量(t-CO2)			残差
	メニューA	メニューB		
小計	0			0

表4 自らの代わりに他の者が排出量調整無効化した海外認証排出削減量の内訳

	排出量調整無効化量(t-CO2)			残差
	メニューA	メニューB		
小計	0			0

表3 自ら排出量調整無効化した海外認証排出削減量の内訳

	排出量調整無効化量(t-CO2)			残差
	メニューA	メニューB		
小計	0			0

表1~4までの合計

	排出量調整無効化量(t-CO2)			残差
	メニューA	メニューB		
合計	0	0	0	0

# 5. FAQ

## 5. FAQ

# よくあるご質問

	質問	回答
通達	通達はどこにあるか。	以下のリンクからご確認ください。
様式	様式はどこにあるか。	<a href="https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/gas/ontaihou/index.html">https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/gas/ontaihou/index.html</a>
スケジュール	今後のスケジュールはどこに記載されているか。	
算定方法	排出係数の算出対象期間は年度単位だが、毎月の検針日が月半ばである場合、どうすればよいか。	例えば検針日が15日の場合、X-1年度3月16日（X年度4月検針分）～X年度3月15日（X年度3月検針分）として計算することも可能です。
	これから提供する料金メニューの排出係数を公表可能か。	排出係数は実績を基に算出するので、販売実績がない料金メニューについては排出係数を算出・公表できません。
排出係数	排出係数は標準状態か、標準環境状態（SATP）か。	標準環境状態（SATP）です。
	入力する数値は整数か。	特に指定はありません。
	公表される排出係数の有効数字は何桁か。	Excel様式での計算においては四捨五入や切り捨て等をせず、そのまま提出してください。公表時は有効数字3桁で掲載されます。
クレジット	利用できるJ-クレジットの種別に制限はあるか。	ありません。
	今後、活用可能なクレジットや証書は拡大するか。	現時点では未定です。
	地域ごとにメニュー別排出係数を算出する際に、複数の地域分をまとめてクレジットを使用することはできるか。	クレジットは、必要量をまとめて無効化することは可能ですが、地域ごとに使用することが必要です。
報告方法	様式の提出先はどこか。	事務局のメールアドレスへご送付ください。
	何を提出すればよいか。	様式と「クレジット等」に係る証憑をご提出ください。
	販売量情報に係る情報は、提出する必要があるか。	必須ではありませんが、可能であればご提出ください。
	提出する様式の形式はExcelか、PDFか。	Excel形式でご提出ください。
	様式を修正できるか。	提出締切前でしたら、問題ありません。再度ご提出ください。
	報告様式以外に提出するものがあるか。	クレジット等で排出係数の調整を行う場合はその証憑を、料金メニューに応じた排出係数の設定を行う場合は当該メニューを供給したことを示す証憑（契約書等の写し等）をご提出ください。